

小倉特許情報

 OGURA & CO.®

小倉特許事務所

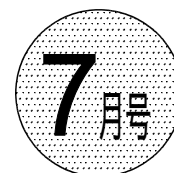
弁理士 小 倉 正 明

事務所〒105-0004 東京都港区新橋5丁目13番4号 YMG新橋ビル5階

2007・7・10

TELEPHONE:81-3-3436-2398 TELECOPIER(FAX):81-3-3436-1307

お問い合わせ E-mail : info@ogurapatent.com



1. 米国特許商標庁との優先権書類データの電子的交換に基づく優先権書類提出の免除について

2007年7月より、日本国特許庁と米国特許商標庁との間で、パリ条約に基づく優先権主張を伴う特許・実用新案出願について、その優先権書類データを電子的に交換することが合意され、日本国特許庁にした出願に基づく優先権を主張して米国特許商標庁に出願する場合、米国特許商標庁に対し優先権書類を提出する手続が免除されることとなった。(詳しくは下記URL参照)

【優先権書類の提出免除の手続き】

- (1) 2007年7月28日(米国東部時間)以降に出願された米国出願の場合
米国特許商標庁に対する特別な手続きは不要
- (2) 2007年7月28日(米国東部時間)より前に出願された米国出願の場合
米国特許商標庁に対して、優先権書類データ入手依頼届(PTO/SB/38)を提出
日本国特許庁・米国特許商標庁を受理官庁とする PCT 国際出願を優先権主張の基礎とする場合の優先権書類は、電子的交換の対象外となる。
PCT 国際出願で提出が求められる優先権書類は、電子的交換の対象外。

2. 第33回発明大賞の募集について

財団法人日本発明振興協会では、優秀な発明考案によってわが国科学技術の振興、産業の発展、国民生活の向上、環境問題の解決等に寄与した中小企業または発明研究者を対象に、「第33回発明大賞」の募集を行っている。(詳しくは下記URL参照)

(申込期間)

2007年7月1日(日)～9月30日(日)

3. 日英特許審査ハイウェイ試行プログラムについて

日本国特許庁と英国知的財産庁は、2007年3月の合意に基づき、7月1日より特許審査ハイウェイ試行プログラムの申出の受付を開始した。(詳しくは下記URL参照)

特許審査ハイウェイとは、出願人の選択に応じて、第1国の特許庁で特許可能と判断された出願については、第2国の特許庁において簡易な手続きにより早期審査を受けることができるようにする制度

4. 特許関係料金の減免制度について

特許関係料金については、研究開発型中小企業、資力に乏しい個人・法人、大学等、技術移転機関(TLO)及び公設試験研究機関等を対象とした審査請求料の免除・半額軽減、特許料(第1年分～第3年分)の免除・半額軽減・猶予等の措置が設けられている。

なお、減免措置の対象となる出願についての概要は下表の通りとなっている。

(詳細な要件及び手続き等は下記URL参照)

【特許料等減免措置一覧】

対象 / 出願日	～ 2004.3.31	2004.4.1～2007.3.31	2007.4.1～
国	免除 (特許法第107条, 195条)		
国立大学法人 大学共同利用機関法人 (独)国立高等専門学校機構		免除 (産業技術力強化法附則第3条)	2007.4.1以降の出願は、アカデミック・ディスカウ ントの対象
国立大学法人承認TLO		免除 (TLO法附則第3条)	2007.4.1以降の出願 は、大学等承認TLOの対 象
大学等承認TLO	審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (産業再生法第32条, 33条)		
試験研究型独立行政法人 認定TLO	免除 (改正法附則第8条)	審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (TLO法第13条)	
国立試験研究機関 認定TLO	免除 (TLO法第13条)	免除 (TLO法第12条)	
独立行政法人 (2004.3.31時点で特許法施行 令に指定されているもの)	免除 (改正法附則第2条4項)		
独立行政法人 (産業技術力強化法施行令に指 定されているもの)		審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (産業技術力強化法第16条)	
資力に乏しい個人	審査請求料:免除,半額軽減 / 実用新案技術評価請求料:免除,半額軽減 特許料1～3年分:免除,3年間猶予 / 実用新案登録料1～3年分:免除,3年間猶予 (特許法第109条, 195条の2), (実用新案法第32条の2, 54条)		
資力に乏しい法人	審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:3年間猶予 (特許法第109条, 195条の2)		
アカデミック・ディスカウント (大学等・大学等の研究者)	審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (産業技術力強化法第16条)		
研究開発型中小企業	審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (産業技術力強化法第17条)		
公設試験研究機関		審査請求料:半額軽減 特許料1～3年分:半額軽減 (産業技術力強化法第16条)	

(特許庁ホームページより)

(URL)

上記の詳細及び申込書類等は下記URLに掲載されています。

【米国特許商標庁との優先権書類データの電子的交換に基づく優先権書類提出の免除について】

http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/shutsugan/uspatent_data_exemption.htm

【第33回発明大賞】

<http://www.nikkan.co.jp/html/hatsumeii/> 又は <http://www.jsai.org/>

【日英特許審査ハイウェイ試行プログラムについて】

http://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/niti_ei_highway_program.htm

【特許料等の減免措置一覧】

<http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/genmensochi.htm>

以上